

平成十二年政令第三百一十六号

独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（抄内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十一年法律第四号）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。）

目次

第一章 関係政令の整備（第一条～第三十二条）

第二章 経過措置（第三十三条～第四十四条）

附則

第二章 経過措置

（中央労働委員会の委員の任命手続に関する経過措置）

第三章 内閣総理大臣は、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（次項において「整備法」という。）附則第二条第三項の規定により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めるときは、その旨及び推薦に係る手続その他必要な事項を官報で公告するものとする。

労働組合は、整備法附則第二条第三項の規定により労働者委員の候補者を推薦するときは、当該労働組合が労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を添えなければならない。

（職員の引継ぎに係る政令で定める部局又は機関）

第三十四条 別表第一の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に掲げる部局又は機関とする。（各独立行政法人の成立の時において承継される権利及び義務等）

第三十五条 別表第二の表一の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 別表第二の表一の第二欄に掲げる部局又は機関の所属に属する土地、建物、工作物、船舶及び航空機（その土地に定着する物及びその建物に附屬する工作物を含む。以下この条及び次条において「土地等」という。）のうち同表の第三欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するもの（財務省の醸造研究所の所属に属する土地等にあっては、財務大臣が指定するもの）に関する権利及び義務

二 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第二欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品に関する権利及び義務

三 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

四 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

五 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

六 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

七 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

八 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

九 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十一 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十二 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十三 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十四 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十五 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十六 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十七 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十八 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

十九 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十一 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十二 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十三 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十四 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十五 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十六 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十七 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十八 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

二十九 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

三十 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

三十一 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

三十二 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

三十三 别表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

ち前号に掲げるものの以外のものであつて、経済産業大臣が指定するもの

貿易保険法の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百二号。以下「貿易保険法一部改正法」という。）附則第七条第一項第四号に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる者

の業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するも

の

二 前号に掲げるものの以外の貿易保険法一部改

正法附則第七条第一項の規定により承継され

る権利に係る財産のうち経済産業大臣が指定期

するもの

（出資があつたものとされる財産等に係る評価委員の任命）

三 別表第三の第一欄に掲げる規定に規定する評価委員は、必要的の都度、次に掲げる者

につき同表の第二欄に掲げる大臣が任命する

一 別表第三の第三欄に掲げる行政機関の職員一人

二 独立行政法人日本貿易保険の成立の際現に

経済産業省の貿易・経済協力局貿易保険課、関

東経済産業局、中部経済産業局及び近畿経済

産業局に使用されている物品のうち経済産業

大臣が指定するものに係る権利及び義務

一 独立行政法人日本貿易保険の成立の際現に

経済産業省の貿易・経済協力局貿易保険課、関

東経済産業局、中部経済産業局及び近畿経済

産業局に使用されている物品のうち経済産業

大臣が指定するものに係る権利及び義務

一 独立行政法人日本貿易保険の成立の際現に

経済産業省の貿易・経済協力局貿易保険課、関

東経済産業局、中部経済産業局及び近畿経済

産業局に使用されている物品のうち経済産業

大臣が指定するものに係る権利及び義務

一 独立行政法人日本貿易保険の成立の際現に

経済産業省の貿易・経済協力局貿易保険課、関

東経済産業局、中部経済産業局及び近畿経済

産業局に使用されている物品のうち経済産業

法第十二条、第十八条、第二十二条、第二十七条、第三十二条、第三十七条、第四十二条、第四十六条及び第五十七条の規定に基づき納付を受ける権利に係る財産

一 前号に掲げるものの以外の貿易保険法一部改

正法附則第七条第一項の規定により承継され

る権利に係る財産のうち経済産業大臣が指定期

するもの

（出資があつたものとされる財産等に係る評価委員の任命）

三 別表第三の第四欄に掲げる独立行政法人の

業務に有する権利及び義務のうち前二号に掲

げる者

につき同表の第二欄に掲げる大臣が任命する

一 別表第三の第三欄に掲げる行政機関の職員

二 貿易保険法一部改正法附則第七条第一項に規

定する政令で定める権利及び義務

一 別表第三の第三欄に掲げる行政機関の職員

二 貿易保険法一部改正法附則第七条第一項に規

定する政令で定める権利及び義務

一 别表第三の第三欄に掲げる行政機関の職員

二 貿易保険法一部改正法附則第七条第一項に規

定する政令で定める権利及び義務

（出資があつたものとされる財産等に係る評価委員の任命）

2

前一条の規定は、独立行政法人北海道開発土木研究所法附則第五条第三項の規定による評価について準用する。この場合において、前条中「同表の第五欄に掲げる省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。  
(追加して出資する財産)

**第四十一条** 別表第四の上欄に掲げる規定により追加して出資する政令で定める財産は、同表の中欄に掲げる財産のうち、同表の下欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するものとする。

(国有財産の無償使用)

**第四十二条** 別表第五の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に掲げる部局又は機関とする。

2 別表第六の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める国有財産は、同表の中欄に掲げる独立行政法人の成立の際に専ら当該規定に規定する部局又は機関に使用されている同表の下欄に掲げる国有財産とする。

3 前項の国有財産については、通則法第十四条第一項の規定により指名を受けた別表第六の中欄に掲げる独立行政法人の長となるべき者が当該独立行政法人の成立前に申請したとき限り、当該独立行政法人に対し、無償で使用させることができる。

**第四十三条** 別表第七の上欄に掲げる独立行政法人的成立前に健康保険法(大正十一年法律第七十号)、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、電波法(昭和二十五年法律第百三十号)、火薬類取締法(昭和二十五年法律第七十号)、高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、調理師法、電気事業法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の規定により同表の中欄に掲げる部局又は機関について国がしている届出その他の行為であって、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれの法律の規定により当該独立行政法人がした届出その他の行為とみなす。

(港湾法等の適用に関する経過措置)

**第四十四条** 別表第七の上欄に掲げる独立行政法人的成立前に同表の中欄に掲げる部局又は機関について国が港湾法(昭和二十五年法律第百八十号)の規定により道路管理者にした協議に基づく占用、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の規定により公園管理者とした協議に基づく占用、河川法(昭和三十九年法律第百六十九号)の規定により河川管理者とした協議に

つく占用若しくは行為であって、当該独立行政法人的業務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれ、当該独立行政法人に対し

て港湾法の規定により河川管理者とした協議により河川管理者とした許可

づく行為道道路法の規定により道路管理者がし

た許可に基づく占用、都市公園法の規定により

定その他の処分又は通知その他の行為であつて、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞの法律の規定により当該独立行政法人に対する許可、承認、登録、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 又は通知その他の行為とみなす。

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

別表第一（第三十四条関係）

独立行政法人消防研究所（平成十二年法律第百六十三号）附則第二条

独立行政法人通信総合研究所（平成十一年法律第百六十号）附則第二条

独立行政法人放射線医学総合研究所（平成十一年法律第百七十七号）附則第二条

独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十八号）附則第二条

独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十九号）附則第二条

独立行政法人文化財研究所（平成十一年法律第百七十九号）附則第二条

独立行政法人健康・栄養研究所（平成十一年法律第百八十八号）附則第二条

独立行政法人産業安全研究所（平成十一年法律第百八十九号）附則第二条

独立行政法人厚生労働省の産業研究所（平成十一年法律第百九十八号）附則第二条

独立行政法人農林水産消費技術センター（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条

独立行政法人農林水産省の農林水産消費技術センター（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条

独立行政法人農林水産省の農林水産省の農林水産消費技術センター（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条

独立行政法人畜苗管理センター（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条

独立行政法人肥飼料検査所（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条

独立行政法人農業改良センター（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条

公園管理者がした許可に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理がした許可に基づく占用又は河川法の規定により河川管理がした許可に基づく占用若しくは行為とみなす。

附則（この行為とみなす）

この行為とみなす。

独立行政法人林木育種センター法（平成十一年法律第百八十九号）附則第二条	独立行政法人さけ・ます資源管理センター法（平成十一年け・ます資源管理法律第百九十九号）附則第二条	独立行政法人農業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）附則第二条	独立行政法人農業水産省の水産（平成十一年法律第百九十一号）附則第二条
独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）附則第二条	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）附則第二条	独立行政法人農業工学研究所法（平成十一年法律第百九五号）附則第二条	独立行政法人食品総合研究所法（平成十一年法律第百九六号）附則第二条
独立行政法人農業水産省の農業研究所（平成十一年法律第百九十七号）附則第二条	独立行政法人農林水産省の農業研究所（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条	独立行政法人農林水産省の農業研究所（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条	独立行政法人農林水産省の農業研究所（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条
独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条	独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条	独立行政法人水産総合研究所農林水産省の森林研究所（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条	独立行政法人水産総合研究所農林水産省の水産研究所（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条
独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百〇二号）附則第二条	独立行政法人水産業研究所（その内部組織のうち経済産業大臣が定めるものを除く。）	農林水産省の水産研究所、養殖研究所及び水産工学研究所（その内部組織のうち経済産業大臣が定め	農林水産省の林木育種センター、野菜・茶葉試験場、果樹試験場、畜産試験場、草地試験場及び農業試験場

**別表第二（第三十五条、第三十六条関係）**

項目	第二同条	項目	第二同条	項目	第二同条	項目	第二同条	項目	第二同条	項目	第二同条	五	のを	環境	内部	大境	航空	海員
第一項	所法附則第五条	業医学総合研究の産業医学	化財研究所法附則第五条第一項	独立行政法人国文部科学省文化財研究所	立少年自然の家の国立少年自然の家	立少年自然の家の国立少年自然の家	立少年自然の家の国立少年自然の家	立少年自然の家の国立少年自然の家	立少年自然の家の国立少年自然の家									
大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣
大臣	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所	人産業医研究所
項目	第二同条	項目	第二同条	項目	第二同条	項目	第二同条	項目	第二同条	項目	第二同条	五	のを	環境	内部	大境	航空	海員








独立行政法人 独立行政全環境 研究所	国土交通省の 独立行政法人交通 安全公害 研究所	国土交通省の 独立行政法人海上 技術安全研究 所	国土交通省の 独立行政法人海上 船舶技术研究 所	国土交通省の 独立行政法人海上 技术研究所法
独立行政法人 独立行政全環境 研究所	国土交通省の 独立行政法人交通 安全公害 研究所	国土交通省の 独立行政法人海上 船舶技术研究 所	国土交通省の 独立行政法人海上 技术研究所法	国土交通省の 独立行政法人海上 技术研究所法
独立行政法人 独立行政全環境 研究所	国土交通省の 独立行政法人交通 安全公害 研究所	国土交通省の 独立行政法人海上 船舶技术研究 所	国土交通省の 独立行政法人海上 技术研究所法	国土交通省の 独立行政法人海上 技术研究所法
独立行政法人 独立行政全環境 研究所	国土交通省の 独立行政法人交通 安全公害 研究所	国土交通省の 独立行政法人海上 船舶技术研究 所	国土交通省の 独立行政法人海上 技术研究所法	国土交通省の 独立行政法人海上 技术研究所法
独立行政法人 独立行政全環境 研究所	国土交通省の 独立行政法人交通 安全公害 研究所	国土交通省の 独立行政法人海上 船舶技术研究 所	国土交通省の 独立行政法人海上 技术研究所法	国土交通省の 独立行政法人海上 技术研究所法